

## 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正について

### 1 駐留軍関係離職者等臨時措置法について

#### (1) 目的

日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もってその生活の安定に資すること。

#### (2) 経緯

昭和33年に5年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

#### (3) 施策の概要

- ① 駐留軍関係離職者等対策協議会の開催
- ② 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ③ 職業転換給付金の支給
- ④ 職業訓練の実施
- ⑤ 特別給付金の支給

#### (4) 法の有効期限

平成20年5月16日失効

### 2 改正の内容

法の有効期限を平成25年5月16日まで延長すること

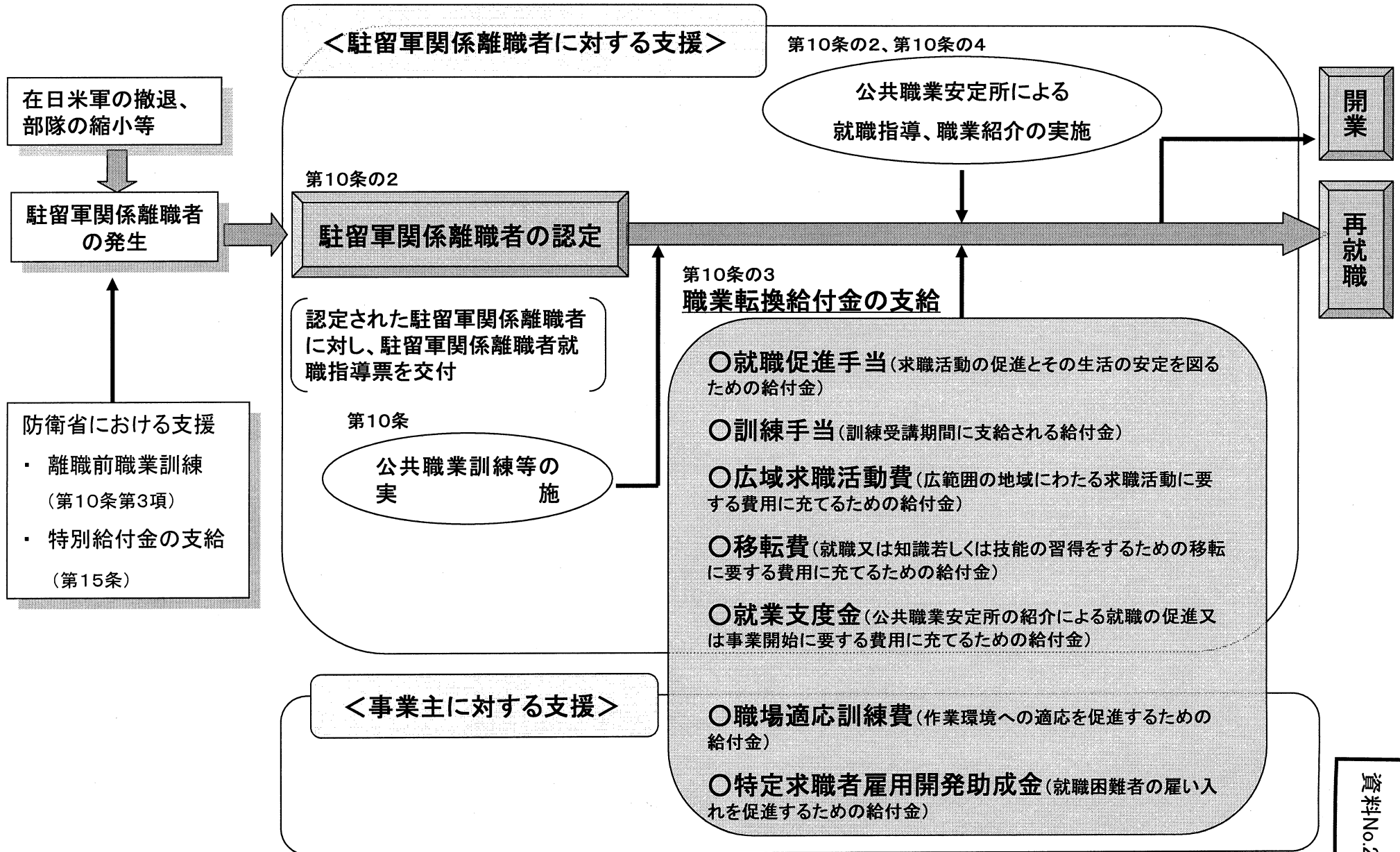
### 3 有効期限を延長する必要性

駐留軍等労働者の雇用は、比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」で示された在日米軍再編の実施に伴い、今後平成26年までの間に、沖縄8施設及び本土1施設において勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。

駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、融通性・即応性に乏しく、再就職は非常に厳しい状況にある。

# 駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策



## 駐留軍離職者の再就職等状況(過去10年間)

平成19年6月現在

年度	新規求職 申込件数	再就職等数				再就職のうち 安定所紹介	年度末現在 措置対象者数
		計	自営	官公庁等	民間		
9	60	2	0	0	2	2	126
10	39	5	1	1	3	0	109
11	30	5	1	0	4	2	82
12	48	1	0	0	1	0	89
13	26	1	0	0	1	0	83
14	32	6	0	0	6	1	79
15	49	1	0	0	1	0	88
16	25	1	0	0	1	1	86
17	35	5	0	0	5	1	76
18	54	1	0	0	1	0	104

駐留軍関係離職者対策関係予算

項 目	19年度予算	20年度予算	増 減	備 考
(厚生労働省)	千円	千円	千円	
1. 職業転換給付金				
・就職促進手当	232,571	189,243	△ 43,328	
・広域求職活動費	0	0	0	
・移転費	657	785	128	
・特定求職者雇用開発助成金	170	1,137	967	
・就業支度金	928	928	0	
・訓練給付金	13,264	16,731	3,467	
2. 中央駐留軍関係離職者等対策協議会経費	98	99	1	
総 計	247,688	208,923	△ 38,765	